

令和5年

桑折町農業委員会会議録

第2回総会

令和5年2月17日

桑折町農業委員会

桑折町農業委員会総会

1. 日 時 令和5年2月17日 午後2時10分

2. 場 所 「イコーゼ！」多目的スタジオ

3. 応召委員 次のとおりです。

1 古川 清	2 蓬田 浩幸
3 氏家 浩	4 浅野 国英
5 朽木 泰男	6 高橋 貢 (欠席)
7 佐藤 親	8 小野 策七
9 佐藤 徳雄 (欠席)	10 浅尾 日出夫

農地利用最適化推進委員

伊達崎・下郡地区 亀岡 範彦

上郡地区 岡崎 明 北半田地区 早田 與喜治

4. 本日の議事に参加した委員は、上記応召委員8名及び、農業委員会の要求により出席した農地利用最適化推進委員3名です。

5. 総会日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 本日の会議に出席した農業委員会事務局職員は次のとおりです。

事務局長 八巻 靖之

係長 吉田 安孝

主任主査 松原 義行

農業振興調整官 荒川 光弘

7. 本会議開会宣言

(桑折町農業委員会会議規則により会長が議長となる)

会 長

ただ今から令和5年第2回総会を開会いたします。

本日の出席委員は10名中8名です。在任する委員の過半数が出席しており、桑折町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立しております。

まず、総会日程第1の議事録署名委員を指名いたします。

桑折町農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長

それでは議事録署名委員を指名いたします。

3番 氏家 浩 委員

4番 浅野 国英 委員 を指名いたします。

会 長

それでは、総会日程第2の議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第3号、農地法第3条 整理番号1を朗読後、説明】

詳細につきましては、議案書及び協議会で説明したとおりです。

今回の所有権移転により、譲受人は自己所有地として引き続き耕作し管理する計画です。譲受人が引き続き耕作することになりますので、営農に影響はないものと考えます。

また、譲受人は3条許可要件をすべて満たしていますので、問題はないと考えます。

会 長

ただいまの説明に関連して、整理番号1の地区担当である 早田 與喜治 推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

早田委員

整理番号1について、現地を確認してきました。

申請地は、所有者である譲渡人が相続により所有した農地です。

今回、整理番号1の農地について、譲渡人の住所地より遠隔地であることから、周辺で耕作している譲受人へ所有権移転する計画です。これまでと同様に耕作することが確実と思われま

す。また、譲受人は自宅周辺での農地を確保するため経営面積の拡大となります。

本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思

事務局

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたしま

す。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求め

事務局

【議案第4号、農業経営基盤強化促進法 整理番号2から5（所有権移転）を朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

桑折町長から決定を求められた、整理番号2から5の計画の内容は、農業経営

基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長

ただいまの説明に関連して、整理番号2及び3の地区担当である 岡崎 明推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

岡崎委員

整理番号2及び3について、現地を確認してきました。

整理番号2の申請地は、譲渡人が相続により取得した農地です。

また、利用権設定により譲受人が耕作しており、適切に管理されている農地となっております。

今回、譲受人が農地を取得することになりますが、これまでも適切に管理されており、引き続き耕作することが見込まれます。また、自己所有農地として農地を集積することになります。

本件の権利取得による周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保について、支障はないと考えます。

整理番号3の申請地は、譲受人が耕作している農地に隣接している狭小農地です。

今回、譲受人が農地を取得することで周囲の農地と合わせて集約するようになり、狭小農地を整備することが可能となります。譲受人の耕作している周辺地は適切に管理されており、引き続き耕作することが見込まれます。

本件の権利取得による周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保について、支障はないと考えます。

会 長

ありがとうございます。続いて整理番号4及び5の地区担当である 亀岡 範彦 推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

亀岡委員

整理番号4及び5について、現地を確認してきました。

申請地は2か所とも、譲受人が利用権を設定し耕作している樹園地です。管理も適切に行われている農地です。

今回の所有権移転により、今後も適切に管理し引き続き耕作することが見込まれ、譲受人の集約になると思われま。

本件の管理取得による周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に

についても適切に維持管理していくということなので、支障はないと考えます。

会 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。
以上を持ちまして、2月総会に提出されました案件は全部終了いたしました。
令和5年第2回総会を閉会いたします。

閉 会 (午後2時17分)

上記会議の経過を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年2月17日

桑折町農業委員会会長

桑折町農業委員会議事録署名人

桑折町農業委員会議事録署名人